

豊橋河川事務所は、7月26日(金)に、事務所職員を対象としたコンプライアンス出前講習会を開催しました。

中部地方整備局で法令遵守の指導、適正な業務遂行の確保等を担務とする適正業務管理官を講師として、事務所長以下職員36名が受講しました。

【日時】 令和元年7月26日(金) 10:00~11:30

【場所】 豊橋河川事務所 会議室

【主な内容】 講習会では、利害関係者との間における禁止行為、違反行為に関する懲戒処分、違反行為に至ってしまった事案、セクシャル・ハラスメントの防止などの説明がありました。

受講した職員は、国家公務員倫理規程等の法令違反には該当しなくても、国民の疑惑や不信を招くような行為は慎むべきこと、不当な働きかけに対する対応、不祥事は自分自身はもちろん家族も不幸にし、また組織の信頼も大きく損なわれてしまうことなど、コンプライアンスへの理解を深めました。



講師：中部地方整備局 適正業務管理官

## コンプライアンスをなぜ学ぶのか

### ●コンプライアンスとは何か

「法令遵守」に留まらず  
「組織として社会的要請に応えること」

国民全体の奉仕者としての自覚

国土交通省の使命

国民の疑惑を招かない  
・特定の事業者との不適切な接触

社会的要請の把握と対応

関係法令の遵守

入札競争等調与行為防止法  
・入札競争等調与行為

刑法  
・覚醒剤取締法、  
買収罪、収賄罪

独占禁止法違反の罰則  
国家公務員法  
国家公務員倫理法